

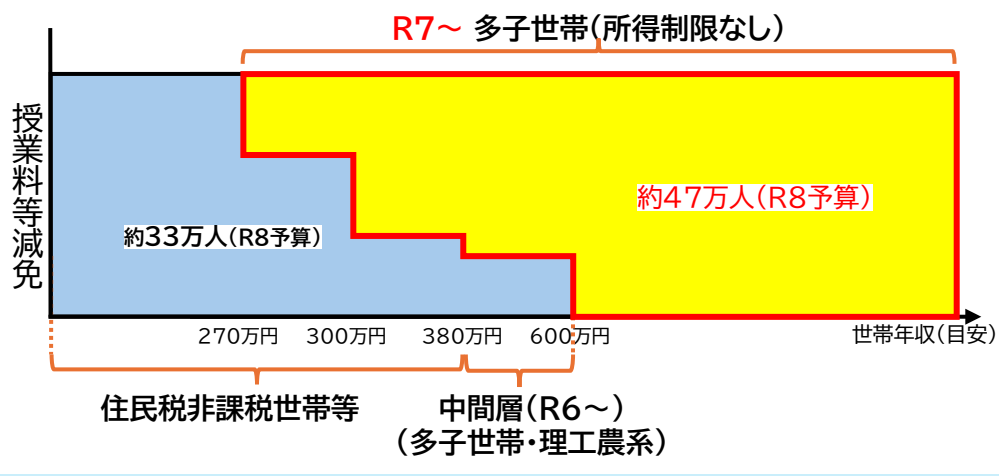
令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)に基づき、
令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。
 ⇒ **高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。**

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

1. 対象者の要件等		2. 授業料・入学金減免のイメージ		3. 減免上限額(年額)						
対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校	家計負担	→	原則、 家計負担ゼロに	家計負担減少	授業料等減免 上限額	国公立		私立	
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要						入学金	授業料	入学金	授業料
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象					大学	28万円	54万円	26万円	70万円
財源	消費税財源を活用					短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
						高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
						専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

4. 公費による支援 R8予算額(案):7,133億円(地方負担分565億円を含む)

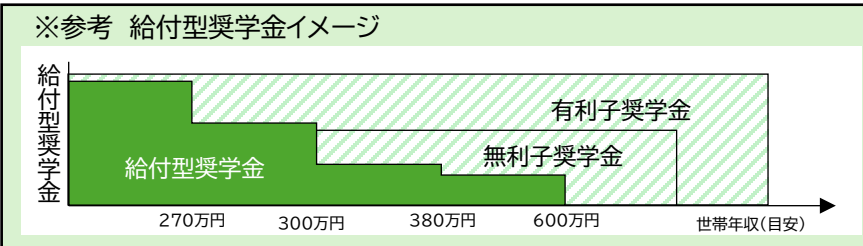


5. 対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = **扶養する子供**が3人以上 かつ **大学等に通っている** 場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生				
高校生以下				

※ は扶養する子供



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高専4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

令和7年度からの多子世帯への
 授業料等無償化に係るFAQ